

～富士急ハイランドの遊戯施設で負傷した方へ～

負傷者相談窓口開設のご案内

山梨県では、富士急ハイランドの遊戯施設で怪我をされた方の相談窓口を開設しました。

平成31年から現在までの間に、別紙の遊戯施設が原因で発生した人身事故にお心当たりのある方は、下記相談窓口までお問い合わせください。

<相談窓口>

山梨県県土整備部建築住宅課 建築防災担当

電話番号 055 (223) 1734

F A X 055 (223) 1736

◆受付時間 平日：午前9時～午前12時
午後1時～午後5時